

大洲市総合計画審議会

第 2 次大洲市総合計画・後期基本計画の策定方針等

大洲市総合政策部企画情報課

令和 3 年 5 月 2 6 日（水）

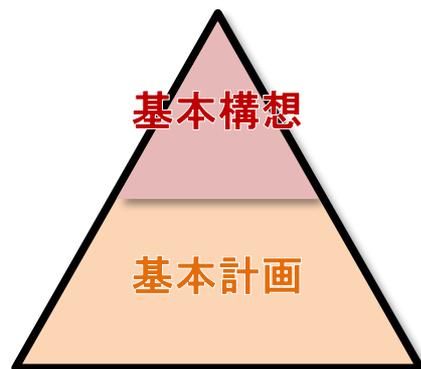
資料の構成	1
1 総合計画の概要	2
① 総合計画とは	2
② 計画の構成	2
③ 計画期間	3
④ 第2次大洲市総合計画の構成	4
2 後期基本計画の策定方針等	6
(1) 策定方針	6
(2) 策定推進体制	10
(3) 策定スケジュール及びフロー	11
(4) アンケート調査	13

① 総合計画とは

「大洲市総合計画の策定等に関する条例（平成27年大洲市条例第22号）」により**本市の最上位計画として位置付け**られており、本市のまちづくりの基本的な指針です。**長期的な展望を持って、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本**となります。

② 計画の構成

本市の今後10年間のまちづくりの目標、基本方針、基本施策などを明らかにするもので、基本構想及び基本計画で構成されています。



■ 基本構想

まちづくりの基本理念や市の将来像、基本目標、施策の大綱を明らかにするもの
(計画期間10年)

■ 基本計画

基本構想の目指すべきまちづくりの**施策の方向を総合的・体系的に定めるもの**
(計画期間10年、5年を目途に見直し)

※「基本構想」については、地方自治法において策定が義務付けされていましたが、平成23年5月の法改正により、その義務は廃止されています。しかし、総合計画は本市における総合的かつ中長期のまちづくりの基本的な指針であることから、条例を制定し、策定することとしております。

③ 計画期間

総合計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としています。

なお、基本計画においては計画の評価や社会経済情勢の変化、新たな市民のニーズなどを踏まえて、その中間年（令和3年度）において、後期基本計画として見直しを行うこととしております。



④ 第2次大洲市総合計画の構成

現在の第2次大洲市総合計画の構成は、以下の通りとなります。

第2次大洲市総合計画の構成		
基本構想	基本理念	① 人・自然・まちきらめく ② 知行創造 ③ 自立と協働
	将来像	きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～
	目標人口	令和8年 40,000人
	土地利用の理念	① 肱川をはじめとした自然との共生 ② 文化的生活を営むための拠点の形成 ③ 人口減少に対応するコンパクトなまちづくり
	基本目標・ 施策の大綱	① 活力きらめくまちづくり 1-1 農林水産業の振興 1-2 商工業の振興 1-3 観光業の振興 ② 安心きらめくまちづくり 2-1 保健・医療の充実 2-2 福祉の充実

第2次大洲市総合計画の構成

<p>基本構想</p>	<p>基本目標・施策の大綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③ 文化きらめくまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 3-1 教育の振興 3-2 文化・芸術・スポーツの振興 ④ 快適きらめくまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 4-1 生活環境の整備 4-2 生活安全の確保 ⑤ 自然きらめくまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 5-1 自然の保全と活用 5-2 地球環境の保全と環境衛生の推進 ⑥ 人々きらめくまちづくり <ul style="list-style-type: none"> 6-1 市民参加・交流の促進 6-2 行財政の健全化
<p>基本構想</p>	<p>基本計画</p>	<p>基本目標・施策の大綱ごとに、以下①から③を整理した上で、④を掲げ、その施策の基本的な方向性と数値目標を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現況と課題 ② 基本的な方針 ③ 関連計画 ④ 主要施策

(1) 策定方針

項目	後期基本計画
基本的事項	<ul style="list-style-type: none">○計画の柱となる章や節については、原則現計画を踏襲する。○ただし、データが更新されているものや社会経済情勢の変化、新たな市民ニーズなどを踏まえ、加筆修正を行う。
基本構想	<ul style="list-style-type: none">○現基本構想は、令和8年度を目標年度に定め、平成29年3月に策定したものであり、市政の継続性等の観点から、後期基本計画の策定に伴う見直しは基本的に行わないものとする。○ただし、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を定めた大洲市復興計画との整合性や自治体におけるデジタル改革等、顕在化してきた社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズなどについては、十分検討し必要に応じ基本構想の一部を見直すこととする。
基本計画	<ul style="list-style-type: none">○現計画において掲げた目標の見直しを行い、今後5年間で戦略的に達成できる計画を目指す。○社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズなどを踏まえた計画とする。○国が進めるSDGs（持続可能な開発目標）を十分に意識した計画とする。また、本市が取り組む施策とSDGsの関連について明記する。

参考：SDGsとは

① SDGsの概要

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「**誰一人取り残さない**（leave no one behind）」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



② SDGs推進の意義

「地方創生に向けたSDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ（自治体SDGs推進のための有識者検討会：2017年11月）において、地方自治体としてSDGs推進に取り組む意義・メリットとして以下の項目が示されています。

1. まち・ひと・しごとの創生に向けた、持続可能なまちづくりの実現

SDGsにおけるゴール等を踏まえた中長期の視点から持続可能なまちづくりのビジョンや具体的な活動目標を構築することが可能。

2. 魅力あるまちづくりの推進への貢献

SDGsという世界共通の指標で客観的に分析することで、地域の魅力や更に魅力を高めるために必要な要素を再確認し、また劣った部分の改善への方向を知ることが可能。

3. 経済・社会・環境政策の統合により相乗効果を創出

SDGsを活用することで、自治体が抱える多様な課題について、経済・社会・環境の3分野にわたる相互関連性を知ることができ、統合的取組がもたらす相乗効果のメリットを認識した上で、各種課題に取り組むことができる。

4. ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化

SDGsにおいては、ステークホルダー（市民・民間企業・NPO等）の連携とパートナーシップの主流化が強くうたわれており、地方創生の施策推進との親和性が高い。

5. SDGs達成への取り組みを通じた、自律的好循環の創出

自治体において持続可能な開発（SDGs）が推進されることは、産業・経済の活性化に大きく貢献する。

6. SDGsを活かした国内外への魅力の発信

世界共通言語ともいえるSDGsを用いることで、自己の自治体で実現した魅力的で先進的取組等を国内外、特に海外へ効果的かつスムーズに発信することができる。

③ SDGsにおける総合計画への記載（案）

本市の総合計画におけるSDGsの取組みの推進を明確にしていきます。



SDGsを進めることを記載

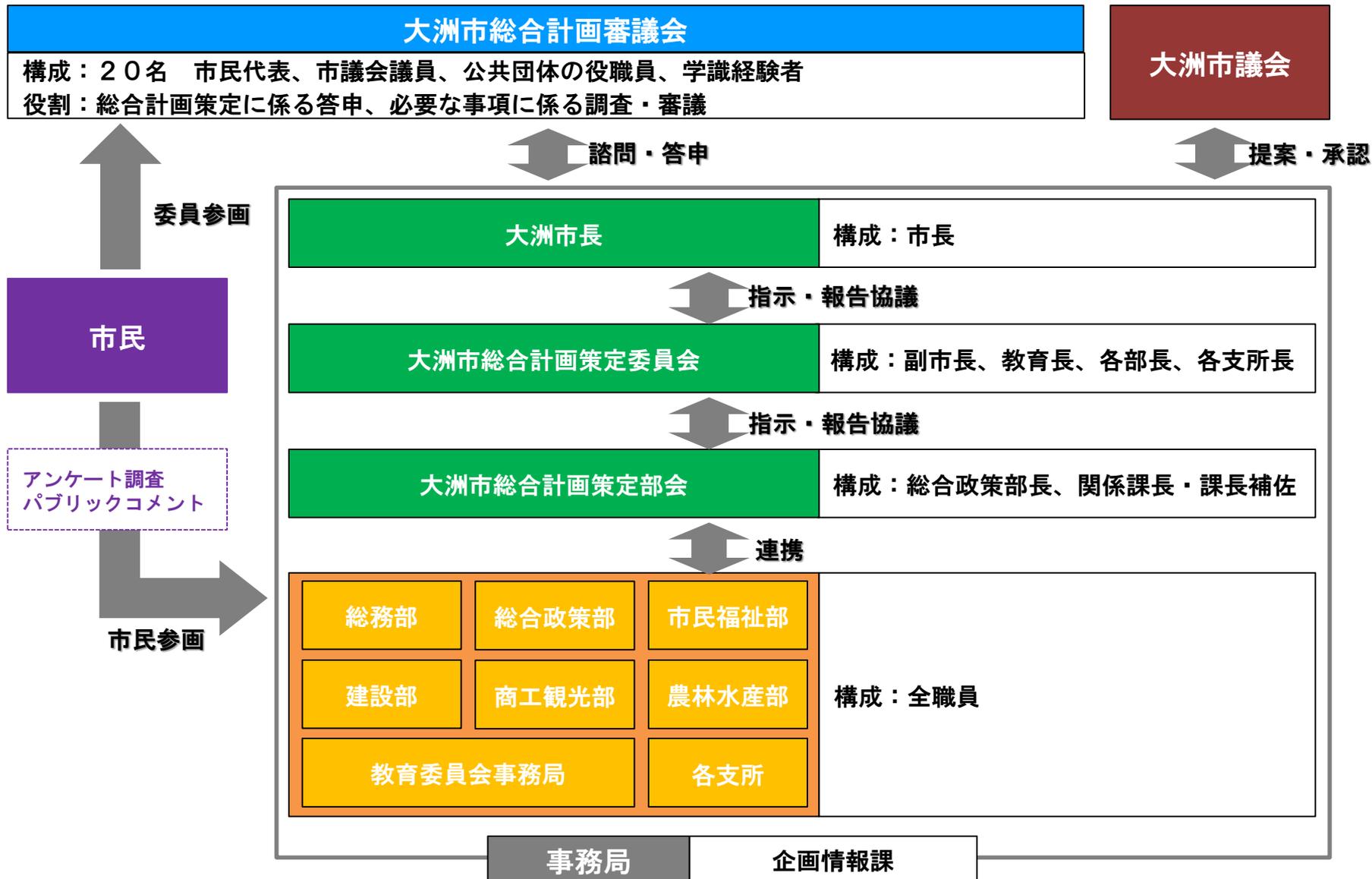


施策ごとに該当目標を記載



施策と該当箇所の一覧表を作成

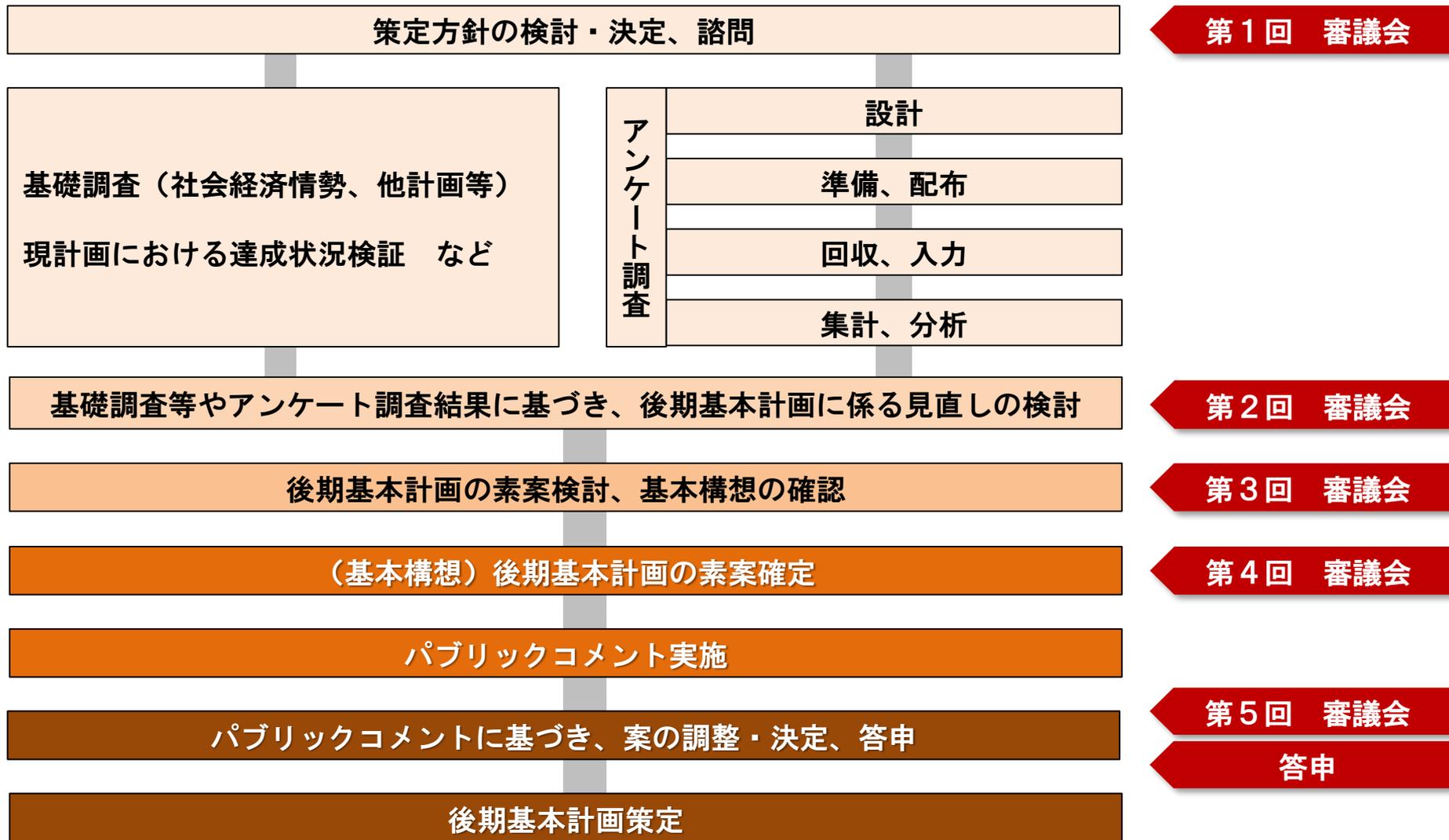
(2) 策定推進体制



(3) 策定スケジュール及びフロー

年月	基本構想	基本計画	審議会・委員会／部会
令和3年4月			
令和3年5月			
令和3年6月	アンケート調査	基礎調査 現計画の達成状況検証	第1回 審議会
令和3年7月			
令和3年8月			
令和3年9月	基本構想見直し 素案の策定	基本計画見直し 素案の策定	第1回 委員会／部会 第2回 審議会
令和3年10月			
令和3年11月			第2回 委員会／部会 第3回 審議会
令和3年12月	市議会 パブコメ説明		第3回 委員会／部会 第4回 審議会
令和4年1月	パブリックコメント		
令和4年2月	案の調整、決定	案の調整、決定	第4回 委員会／部会 第5回 審議会
令和4年3月	市議会 議決		答申

(3) 策定スケジュール及びフロー



(4) アンケート調査

① 実施方針

- ・ 現行の総合計画策定時に実施した対象者及び設問項目を基本とする。
- ・ 新型コロナウイルスの拡大を踏まえ、まちづくりや生活様式の変化等に対する設問項目等を追加する。
- ・ 見直しの検討を行う「第2次大洲市男女共同参画推進計画」に関するアンケート調査も合同で実施し、効率的な調査とする。

② 実施計画（案）

	市民	高校生	都市住民等	事業所
対象	市内在住の20歳以上 (年齢・地区に配慮した無作為抽出)	市内の高校に通う生徒 (3年生)	東京圏及び大阪圏の 都市圏在住の大洲市 出身者	市内に住所を有する 事業所(無作為抽出)
配布数	2,500票	約400票	約100票	100票
調査方法	郵送による配布・回収	各学校への依頼	郵送及びメールによる調査	郵送による配布・回収
備考	男女共同参画計画 アンケート対象	男女共同参画計画 アンケート対象		男女共同参画計画 アンケート対象